

第5回会議議事録

期 日 平成17年2月15日(火)
と ころ 中条町産業文化会館多目的ホール

中条町・黒川村合併協議会

○事務局（羽田野）

定刻でございます。欠席者の方については欠席届をいただいておりますので、これより開催させていただきます。

本日はお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。ただいまから第5回中条町・黒川村合併協議会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長からごあいさつを申し上げます。

○会長（丸岡）

ご苦労さまでございます。第5回協議会のご案内を申し上げましたところ、皆様方におかれましては、大変ご多忙中にもかかわらずご参集をいただきまして、ありがとうございます。ご承知のとおり調整項目といたしましては、既にご提案申し上げております地域審議会について、その方針を確認いただきますと、一連の協議が終了いたします。両町村の合併の下地ができることとなります。この間私自身会長という大任を仰せつかったわけでございますが、大変ふなれでご迷惑をかけた点多々ありましたが、本日ようやくこの場を迎えることができました。短い期間に多くの項目について熱心に協議をいただきました皆様に改めて御礼を申し上げる次第であります。今後は、合併協定という形で各項目を最終確認した後、両町村の議会に廃置分合についてご判断をいただくことになるわけでありますが、私たちの積み重ねてきました協議は、新しいまちづくりにおける指針であり、歴史的な第一歩を踏み出すにふさわしいものであると考えているところであります。議会の皆様にもあるいは住民の皆様にもご理解をいただけるものと信じております。ただ、合併までの残されました時間の中で、さらに私たちの協議内容を多くの皆さんにご理解をいただくことは肝要でありますし、住民サービスに支障を来さないように事務レベルでの調整を万全にしたいと考えておるところでございます。両町村が相携えて、さらに信頼と融和を強固なものにしながら、準備を進めてまいりたいと思っておりますので、皆様方におかれましても、本日の協議はもとより、新市の誕生の瞬間までどうか見守っていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。新市の誕生の瞬間までどうか皆さんのご審議をよろしくお願い申し上げまして、本日のごあいさつとさせていただきます。大変どうもありがとうございます。よろしく申し上げます。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第10条第2項の規定に基づき、会長をお願いいたします。

○議長（丸岡）

それでは議長として議事を進めさせていただきます。委員の皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。

審議をいたします前に、本日の会議の成立を確認いたします。

事務局より委員の出席について報告願います。

○事務局（羽田野）

本日の委員の出席につきましてご報告申し上げます。

委員数33名のうち出席いただいている委員は28名、欠席の委員は5名であります。

以上でございます。

○議長（丸岡）

事務局より報告がありましたとおり、委員数33名のうち出席いただいている委員は28名です。したがって、委員の過半数が出席しておりますので、規約第10条第1項に基づき、本日の会議は成立しております。

また、会議運営規則第2条第1項に基づき、本日の会議は公開とすることにしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議ないようでございますので、本日の会議は公開といたします。

また、傍聴いただいております皆様には、傍聴規程に遵守していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、次第の3番、議事に入ります。

議案第10号 地域審議会等の取扱いについては、継続協議の案件でございます。先回の会議でご報告いただいた意見を踏まえて、これよりご提案を申し上げます。

事務局より説明願います。

○事務局（坂上）

それでは、事務局の方から説明いたします。

この議案につきましては、12月22日第3回合併協議会において、白紙提案とし、制度のご説明をしたところでございます。協議会終了後、町村ごとに分かれて設置のあり方、考え方について意見交換を行いました。その後1月11日中条町で協議会に入り、2月2日には黒川村で協議会会議を開催したところでございます。2月10日には、協議会会議を再度開催いたしまして、両町村で分かれて最終協議をし、全員で集まるところで地域審議会の取扱いの方向を出されました。

中条町はすぐつくらなくても市になってから計画審議会のようなものの中で審議できるのではないかと、地域審議会等の設置はしないということでした。黒川村は、合併後の住民の不安を払拭するためにも、地域審議会を設置することにより、行政と地域が結ばれ、一体的な体制ができるのではないかと、ということでもとまりました。

それでは、皆さん方の議案書の1ページをごらんいただきたいと思っております。議案書の1ページの方に議案第10号 地域審議会等の取扱いについてということで、地域審議会等の取扱いについて、次のとおり提出する。合併特例法第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の黒川村の区域に黒川地区地域審議会を設置するということが提案するものです。添付書類といたしまして、裏の方に地域審議会等の設置

に関する協議事項（案）が載っております。これは、議会の協議案件でもありますので、内容についてご説明いたします。

3 ページのところには地域審議会の設置に関する協議事項（案）でございます。設置、第1条のところには、合併の特例に関する法律の先ほど申し上げました第5条の4の1項の規定というふうなことで設置するというものでございます。

第2条につきましては、地域審議会の設置期間ということで、17年9月1日から27年3月31日までとすると。

所掌事務でございますけれども、第3条に載っておりますように、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとするということで、（1）から（5）まで載っております。

それから、2項の方には審議会は、次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べることができるということで、（1）と（2）の方に設置区域のみに行われる事務事業、また特別に利害関係のある事務事業というふうなことで載っております。

第4条につきましては、委員15人以内で組織すると。それから、委嘱でございますけれども、市長が委嘱する方は、公共的団体等の役職員、学識経験を有する者、公募による者ということで、特に第3号の委員につきましては、5人以内とするということでございます。

それから、任期の第5条、委員の任期は2年とするということでございますが、次のページをめくっていただきますと、会議の関係が第7条に載っております。ここにつきましては、会議については毎年度開催するものとするということで、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、会長は会議を招集しなければならないということでございます。

それから、第8条のところでございますが、審議会の庶務は、支所において処理する。

附則といたしまして、この協議事項は、平17年9月1日から施行するというこの内容の提案でございます。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたらよろしくお願ひします。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（丸岡）

ご質問等ないようですので、確認させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議ないようでございますので、議案第10号 地域審議会等の取扱いについては、原案のとおり確

認させていただきました。

それでは続きまして、次第の4番に入ります。

先回の会議で確認をいただきました事務組織及び機構の取扱いの中で、委員の意見により公平委員会の取り扱いについて幹事会に検討を指示しておりましたので、事務局より報告を願います。

どうぞ。

○中条町総務課長（野沢）

それでは、私の方から報告させていただきたいと思います。

委員の皆さんのお手元に公平委員会について、幹事会での検討資料ということできょう配付させていただきました。これに基づいて説明したいと思いますので、よろしく願います。

まず、協議会での議論についてはご承知のとおりであります。公平委員会の業務、これについて改めて説明させていただきます。この主な業務は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講ずることを職務とすると、主な業務はこういうことであります。

次に、公平委員会の設置根拠でありますけれども、他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、公平委員会の事務を処理させることができる。こう規定されているところであります。しからば公平委員会事務の共同設置の実態であります。これにつきましては、一番最後のページになると思います。別紙参考資料として、共同事務処理に参加している市町村、それから単独で設置している市について列挙してございます。それを参考にさせていただきたいと思ひますし、次のページであります。16年度における共同処理の実態ということで、市町村総合事務組合において取り扱った事務処理件数であります。職員の給与、勤務条件等に関する措置要求の審査等、これが1件ございました。不利益処分についての不服申し立てに対する採決または決定についてはゼロ件、事務件数が非常に少ない状況であると、こういうことが言えると思ひます。

次に、近年の傾向ということでそこに書かせていただきました。今まで町村のみが共同処理してきた事務に市が加入する動きがあり、既に加入をしております佐渡市を初め、新糸魚川市など、加入する動きがある。こういう近年の傾向であります。佐渡市の例についてもそこに掲載させていただきました。

次に、そのほかに他の共同設置する事務との関連について書いてありますし、いま一つ、経費について、平成16年度に置きかえて中条町、黒川村の負担金を計算いたしました。総体的に年間で22万630円ほどの負担金がかかる予定であります。

次に、委員構成、現在の総合事務組合公平委員会の委員の氏名をそこに掲載させていただきましたけれども、委員の数は3人で、任期は4年であります。

3ページ目になりますけれども、近隣の例ということで、新発田市、これは予算総額が63万5,000円ということで、ここに掲載させていただきましたけれども、結論として、幹事会としての意見を4点ほどそこに上げさせていただきました。一つは、今後新市において高度な事務処理が要求されることも考えられるが、委員の選任に当たっては、人事行政に専門的な見識を有することが望まれること。また、公

平な措置が要求されること等から、人材を得る必要がある。そのことであります。それから2点目、先進地例からしても、年間の事務処理件数により、事務が繁忙きわめることは考えにくく、市独自の委員会設置及び事務職員の配置は、行政事務の合理化、迅速化を推進しようとする新市建設計画の内容と乖離すること。3点目、現に加入する組合を効率的に共同運営する立場にあり、組合が共同処理する事務に職員の研修等の資質向上に欠かせない人事委員会の事務部門もこのところに含まれていることからしても、これを一体的にとらえることが肝要である。

以上の理由から、市単独の設置でなく、共同事務処理に参加することがむしろ適当である。こういう結論でありました。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（丸岡）

どうもありがとうございました。

ただいま説明のありました問題について、ご質問等ございましたらよろしくお願いします。ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（丸岡）

それでは、ご質問等がないようでございますので、報告を終わります。

ここで少し時間をいただきたいと思います。

事務局より資料を配付いたしますので、よろしくお願いします。 それでは、次第の5番、合併協定書案について事務局より説明願います。

○事務局（榎本）

それでは、合併協定書についてご説明いたします。

先ほど確認をいただきました地域審議会等の取扱いで、予定しておりました協議項目すべて協議会で確認をいただいたということになります。それで、今ほどお配りしました合併協定書案につきましては、1ページの目次をごらんいただければわかるように、第4回の協議会で提出いたしました合併協定項目のとおり、合併の方式から新市建設計画までの全部で26項目に分類し、各項目の調整方針を列記したというものでございます。作成するに当たりまして、一つ一つの調整方針をまとめ上げてみますと、表記が不足な部分や統一が必要な部分があるということから、協定書の文面については、体裁を整えるための文言の修正及び加除をさせていただいた部分がございますけれども、これにつきましては、これまで協議、確認をいただいたものと本質的な中身については変わっているものではございません。

また、確認をいただいた中で、両町村で差異がない、現行のとおりとある項目につきましては、合併後においても変わりがないということから、協定書には未掲載とさせていただいております。

次に、新市建設計画についてであります。建設計画につきましては、既に協議会においても確認をされているところでありますけれども、協定書の20ページの新市建設計画の項目のところには、別添に

定めるという表記をしております。別につけるということになりますけれども、この計画書につきましては、昨日の委員勉強会の際にお配りさせていただいたというものでございます。この協定書であります。合併調印式の際に調印書として調印を行うということになります。23ページにその調印書がございますけれども、ここに両町村長がそれぞれ調印を行い、立会人の署名をいただくという形となります。

また、当日調印式に参列された皆様へは、行政制度調整の部分と新市建設計画の部分を一冊にまとめて策定したものを配りしたいというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（丸岡）

ただいまの説明が何かご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご質問等がないようでございますので、合併協定書は原案のとおりとしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議がないようでございますので、合併協定書は原案のとおりといたします。

はい、どうぞ。

○桐生委員（黒川村）

私から申し上げたいと思いますが、今ほど合併協定の調印に要する協議が今回で一応終了するに至ったことは、まことに喜ばしいことでございます。行政の仕事は、人の一生をつかさどる住民生活に密接な今まで協議されました445項目にわたる制度調整、事務事業等の確認、合意を實質1年ちょっとの期間でここまでこぎつけられたことに対し、事務局並びに本来通常の行政事務をこなしながら、合併の事務に当たってこられました職員の方々に心からねぎらいと感謝を申し上げる次第でございます。合併協議報告の住民説明会が近く行われる予定でございますが、私途中からの委員で全体を通じまして発言すべきか、ちゅうちょするところですが、私なりにこれまでの協議を通じまして、感じている点を申し上げてみたいと思います。

ご承知のようにこの市町村合併の必要性、必然性につきましては、一昨年の暮れに合併協議が始まる、論議が始まる住民説明会で述べられてきたわけでございますが、日常生活の広域化、高度化によりまして、急激に進む少子化、高齢化、地方分権と行財政問題等に対応していかに新しいまちづくりを進めるかということで議論されてきたわけでございますが、それらを念頭に置きまして、制度調整や新市の建設計画並びに合併協定ということが内容的にはそれらの改善策を強く打ち出すわけですが、全体を通じまして、この点につきまして説明会の場合にそれを強く打ち出してもらいたいという考えでございます。

例えば少子化対策につきまして、子育て支援制度、保育園の充実等はもちろんですけれども、一方に

おきまして、教育面での学校教育、社会教育などで、教育委員会を中心に若者の組織、活動等に環境を今後もっと整える必要があるのではないかと。また、人口動態をもっと地域性をもって細かく調査して、将来の予測、対策に役立てるよういろいろ考えていったらどうかということでございます。

次に、生活環境改善の面で、道路、河川等の整備におきましても、防災、安全、利便、産業の関係でさらに重点施策、体系的に施策を打ち出していく必要があるのではないかとこのように考えるわけでございます。

次に、地方分権と行財政の問題でございます。私自身内容的によくわかりませんが、一例として、昨年暮れに県の新発田地域振興局整備部から各区長へ管内の国道、県道維持管理整備につきまして、アンケート要請がございました。これは、新聞にも載っているのですが、今後の行政に地域住民の役割分担を考えているのではということで、河川の維持管理にも通用するわけですが、県の財政難等から考えて、単なるボランティアなのか、あるいは身近な地方分権を進めるのであるか、はっきりわかりませんが、いずれにいたしましても、今後行政職員の一層の事務能力の向上、あるいは地方の財政負担増が求められていくと思うのでございます。

次に、この議員特例の関係でございます。この点につきましては、任意協議会の早い時期で確認されておるのでございますが、その後の住民説明会あるいはアンケート等で合併後の行政サービスの懸念などとあわせ、この特例に対して多くの意見が出されたことはご承知のとおりでございます。これは、議会自体で考えていただく問題だと思いますが、すべての事項は財政につながることであり、一般住民の方々は将来を考えて、今後の行政の財政状況を真剣に考えていると思うのでございます。合併協定は、内容によって制度調整や事業がすべて決定するものではなく、今後の合併協定の調印によりまして、中条、黒川の垣根がとられ、一体となってこの諸問題を協議することになると思うのでございますが、市町村合併は民間の会社に例えれば、これは一種の財政再建であり、経営再建であり、行政の足腰の強い効率のよいむだを省いての行政を進めることは言うまでもないことでございます。今後住民説明会があるわけでございますが、この点を考えていただきながら住民説明会を行っていただきたいというふうに考えているわけでございます。

以上でございます。ご見解をお伺いしたいと思っております。

○事務局（羽田野）

今ほどいろいろ合併の必然性から合併にこれまでいろいろと少子高齢、地方分権、財政問題等のことで、それぞれ問題の中で議論されてきておりますけれども、この内容につきましては、ご承知のとおり建設計画、特に構想の段階で問題を指摘してございまして、それをもとにしまして、目標、施策という形の中で建設計画をやっていただきましたけれども、ただこれにつきましては、今後の中で住民の説明会のところでそれぞれの町村でやるわけですが、もっとわかりやすいような形の中でまとめたもので何とか説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（丸岡）

ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

○議長（丸岡）

それでは、次に進めさせていただきます。

続きまして、次第の5番、合併協定調印式について事務局より説明願います。

○事務局（羽田野）

それでは、合併協定調印式についてご説明申し上げたいと思います。

資料の方にございますので、ごらんになっていただきたいと思いますが、ただいま合併協定書をご確認いただきましたので、合併協定の調印式をとり行わせていただきたいというものでございます。日程につきましては、3月1日火曜日でございます。午後2時開会ということで、本日会議を行っておりますこの会場で予定をさせていただきたいと思っております。当日の内容といたしまして、まず開式の辞、あいさつ、立会人、来賓の紹介、そして両町村がこれまで行ってきました合併協議の経過とあわせて合併協定書の概要をご説明申し上げた上で、両町村長による調印を行わせていただきたいと思っております。その後ご祝辞をいただいて、閉式の辞で調印式を終了したいと考えております。当日おいでいただく方につきましては、これからご案内を差し上げるわけですが、まず立会人として県知事さん、両町村議会議長さん、来賓としまして、国会議員さん、地元出身の県議会議員さん、県関係で合併支援課長さん、前中条町長さんにご案内を差し上げたいと考えております。それから、合併協議会委員並びに両町村議会議員の皆様、地域代表の区長さん、行政委員会等の代表の皆様にご案内を差し上げたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（丸岡）

ただいまの説明でご質問等がございましたらお願いします。ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご質問等がないようでございますので、合併調印式は3月1日火曜日午後2時から当会場で行いたいと思います。また、委員の皆さんにもご出席いただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、次第の7番、住民説明会資料について事務局より説明願います。

○事務局（羽田野）

資料の説明に入ります前に、両町村の住民説明会の日程についてお聞きしておりますので、お知らせしたいと思います。

中条町におきましては、2月19日土曜日から2月27日日曜日まで9日間を予定してございます。黒川村におきましては、2月の22日火曜日から24日木曜日までの3日間を予定してございます。

それでは、資料につきまして榎本班長から説明をいたします。

○事務局（榎本）

先ほど合併協定書と一緒にお配りをさせていただきました合併協議報告書につきましては、予定しておりました協議項目がすべて確認をいただいたということによりまして、その結果について中条町と黒川村で共通した協議報告資料として活用し、全戸への配布を予定しているというところでございます。報告書につきましては、行政制度調整の部分と新市建設計画の部分から成っておりますが、制度調整に係る部分については、4ページ以降協議会で確認された事項ということになっておりますが、住民の皆様身近な事業や制度を今までのところから抜粋をいたしまして、制度、事業を分類し、両町村の現況と確認いただきました調整結果を掲載しているというものでございます。掲載内容につきましては、協議会に提案した議案の行政制度調整表のところから転記したものでありますが、両町村の現況については、簡潔にまとめさせていただき、また調整結果につきましては、住民の皆様向けに文言を少しかえております。

新市建設計画の部分についてでございますけれども、33ページ以降でございます。協議会で確認いただきました新市建設計画の計画本文を掲載するというものでございます。また、この新市建設計画をもとに、概要版としてパンフレットを作成したのもお手元の方に届いておるかと思っておりますけれども、これにつきましても一緒に全戸に配付したいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（丸岡）

ただいまの説明でご質問等がございましたらよろしくお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご質問等ないようでございますので、次に進めさせていただきます。

次に、次第の8番、新市名称募集に関する記念品贈呈者の決定についてであります。これより名づけ親大賞、名づけ親賞、特別賞の記念品贈呈者を抽せんで決定したいと思います。

事務局より進行をお願いします。

○事務局（久保田）

では、これから新市名称の名づけ親大賞、名づけ親賞及び特別賞と順番に抽せんを行います。

事務局抽せん箱の準備をお願いします。

では初めに、名づけ親大賞から抽せんを行います。なお、新市名称の胎内に応募された方は447名です。

1名の方が選ばれます。抽せんは、会長であります中条町長より行います。

準備ができましたら、事務局抽せん箱を会長の席までお願いいたします。

では、会長1名の抽せんをお願いいたします。

〔抽せん〕

○事務局（小野）

名づけ親大賞当選者は、住所、静岡県伊豆市、山口千春さんです。

○事務局（久保田）

ありがとうございました。

では、続きまして、名づけ親賞の抽せんを行います。

名づけ親大賞から漏れました方から10名を抽せんいたします。

会長から10名の抽せんをお願いいたします。

〔抽せん〕

○事務局（小野）

最初の方、中条町若松町、南波征二様です。2人目、新井市、森嶋豊様です。3人目、黒川村黒川、鈴木陽輔さんです。黒川村蔵王、片野トシ様です。中条町西栄町、高橋寿一様です。中条町高野、菅原章助様です。中条町東本町、松村たまの様です。黒川村大長谷小学校勤務の方だと思えますけれども、児童の方かわかりませんが、松川千恵子様でございます。五泉市の山口武史様です。10人目、中条町若松町、星野恵利様です。

○事務局（小野）

ありがとうございました。

続きまして、特別賞の抽せんを行います。

特別賞は上位5点、胎内、中条、櫛形、平仮名のたいない、鳥坂の中で、名づけ親大賞、名づけ親賞に選ばれた方を除く814名の中から30名を抽せんいたします。

事務局で対象の抽せん用紙を投票箱に入れてください。

〔投票箱に投入〕

○事務局（久保田）

では、準備ができましたので、委員の皆様にご抽せんをお願いいたします。

事務局から見まして、黒川の議長様から時計回りで抽せんをお願いいたしたいと思えます。なお、委員の欠席がございますので、両町村の議長様につきましては、2回ずつ抽せんをお願いいたします。

では、事務局よろしくをお願いいたします。

〔抽せん〕

○事務局（小野）

特別賞です。中条町星の宮町、鈴木鉄男様です。中条町城塚、近誠吾様です。中条町北成田、佐野修吾様です。中条町羽黒、斉藤学様です。中条町羽黒、斉藤三郎様です。中条町西栄町、須貝亘様です。横浜市の金澤賢一様です。中条町長橋、今田直生様です。黒川村塩沢、鈴木るみ様です。中条町西本町、小室和子様です。黒川村塩沢、金子良雄様です。中条町菅田、杉井栄一様です。中条町荒井浜、高橋久美子様です。黒川村東牧、菅原幸子様です。中条町柴橋、斎藤孝三様です。中条町野中、佐藤華奈子様です。中条町船戸、鈴木静男様です。黒川村鼓岡、佐藤房子様です。黒川村下館、椎野沙彩様です。中

条町星の宮町、池田文男様です。中条町東本町、園部勝雄様です。東京都練馬区、柳沼幸男様です。中条町寅田、高橋厚子様です。中条町西条町、飛田野茂様です。豊栄市の木龍幸子様です。中条町星の宮町、高橋薫様です。中条町塩津、石井ノブ子様です。中条町星の宮町、高橋和雄様です。東京都荒川区、高橋雄樹様です。最後になりますけれども、中条町東本町、佐久間孝様です。

○事務局（久保田）

ありがとうございました。

以上で名づけ親大賞、名づけ親賞、特別賞が決定いたしました。

なお、当選者の発表につきましては、協議会だより、ホームページ、両町村の広報紙で発表したいと考えております。

また、産業文化会館において、当選者の氏名を書いた用紙を張り出しますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

記念品の贈呈につきましては、名づけ親大賞につきましては、次回協議会で記念品を贈呈したいと考えております。名づけ親賞、特別賞につきましては、事務局で贈呈いたします。なお、本年度中に記念品をお届けしたいと考えております。

以上で抽せん会を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（丸岡）

どうもありがとうございました。

それでは、次第の9番、次回協議会について事務局より説明願います。

○事務局（羽田野）

次回協議会についてご説明いたします。

協議会は、本日の審議をもちまして予定されました協定項目の調整につきましては、すべて終了いたしておりますが、合併協議会は合併日前日まで存続させていただき、合併施行の各種手続の進捗状況の報告や協議事項が出てまいりましたら必要に応じて開催させていただきたいと考えております。

次回でございますが、第6回合併協議会の開催日程、会場でございますが、3月25日金曜日午後2時から当会場で予定させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

提出予定議案としまして、平成17年度事業計画及び協議会予算についてと市章の公募についてお諮りしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（丸岡）

何かご質問等ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、ご質問等がないようでございますので、次に進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、次第の10番、その他ということで、皆さんから何かございましたらよろしくお願ひします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、事務局から何かございますか。

○事務局（羽田野）

事務局からご連絡申し上げます。

きょうの一般傍聴人、報道関係のご報告してございませんでしたけれども、一般傍聴人につきましては36名、報道関係については1社でございます。

以上でございます。

○議長（丸岡）

それでは、これで全日程を滞りなく終わらせていただくことができました。これもひとえに皆様方のご協力のたまものであり、厚く御礼を申し上げたいと思います。今後は、それぞれの情報を公開しながら、事務を一元化するための作業に入るわけでございますが、各種手続で課題が生じたときや進捗状況をご報告申し上げるために引き続き協議を開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして中条町・黒川村合併協議会第5回会議を終了いたします。

大変どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。